資料４－３

○大田区環境審議会専門部会設置要綱

平成24年11月20日
24環保発第10854号区長決定
改正　平成27年２月16日26環保発第11258号部長決定
平成28年３月４日27環環発第11637号部長決定
令和２年８月17日２環計発第10420号部長決定
令和７年２月25日６環計発第11234号部長決定

（目的）

第１条　この要綱は、大田区環境基本条例（平成22年条例第16号）第16条第１項の規定により設置する大田区環境審議会（以下「審議会」という。）の調査審議する事項に関し、各分野に精通した委員による専門部会を設置することで、専門的かつ効果的な調査検討、評価等をすることを目的とする。

（検討事項等）

第２条　専門部会の検討事項は、次のとおりとする。

（１）　審議会の調査審議する事項に関し、分野ごとに調査検討、評価等をする必要性が認められる事項

（２）　大田区環境基本計画の個別施策に関し、分野ごとに調査検討をする必要性が認められる事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項に関し、専門性が高いと認められる事項

（４）　その他区長が必要と認める事項

（構成）

第３条　専門部会は、審議会委員、学識経験者、関係団体の代表者等の委員で構成する。

２　前項に定める者のほか、部会長が指名する者を委員とすることができる。

（任期）

第４条　委員の任期は２年以内とし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（部会長）

第５条　専門部会に部会長を置く。

２　部会長は、委員の互選による。

３　部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

４　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が部会長の職務を代理する。

（書面による議事）

第６条　専門部会は、部会長が招集し、定期又は随時に開催する。ただし、やむを得ない理由により、部会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

２　専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

３　前項の規定は、第１項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。

（関係人の出席）

第７条　部会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（報償費）

第８条　委員に対する報償費は、予算の範囲内で次に掲げるとおりとする。

（１）　部会長　日額　１万8,000円

（２）　委員　日額　１万5,000円

（報告）

第９条　部会長は、検討結果を審議会等の必要な機関に報告する。

（庶務）

第10条　専門部会の庶務は、資源環境部環境政策課が担当する。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は資源環境部長が別に定める。

付　則

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。